

9 月議会に引き続きフッ化物洗口について質問する。

フッ素を初めて人間に使ったのはナチスの強制収容所と言われている。ユダヤ人捕虜の気力を削ぎ脱走しないようにとの目的であったそうだ。昔の畜産では牛などをおとなしくさせるためにフッ素を牛などに飲ませていたとの記録もある。

自然水にフッ素が含まれている地域に斑状歯が見られることと、虫歯が少ないことから虫歯予防にフッ素は効果があるのではとの仮説で調査が行われ、その後大々的にフッ素は虫歯予防に効果があるとの説が述べられてきた。

1987 年鹿児島大学が桜島で見られる斑状歯について調査した論文がある。この論文は桜島の症状は斑状歯と断定する、フッ素による虫歯予防効果は低濃度フッ素では得られていないと結論付けている。

(1) フッ化物洗口事業は厚生労働省のガイドライン、及び鹿児島県歯科口腔保健計画に沿った事業であるとの答弁があった。しかしながら県内でもフッ化物洗口事業が施行している自治体と、実施していない自治体がある。鹿屋市や始良市では実施されておらず、鹿児島市では僅か 1 校であることが 9 月議会で示された。実施する／しないの判断は自治体に任されているか？ 市長自らの判断と理解してよいか？

(答弁) フッ化物洗口事業は、厚生労働省のフッ化物洗口ガイドラインに沿って多くの自治体で実施されているが、事業を実施する、しないの判断は、各自治体が判断している。本市においては、平成 18 年度から一部の保育園・幼稚園において取り組んでおり、本年度から小学校 2 校において開始した。

(2) WHO は 1969 年フッ化物が虫歯予防に効果があると勧告した。このことを前提に厚生労働省は 2003 年フッ化物洗口ガイドラインを作成した。しかしながら 1994 年、WHO のテクニカルレポート (Series No. 846、Fluorides and Oral Health) で、6 歳未満の就学前児童のフッ化物洗口法は禁忌との見解に変えたが厚生労働省ガイドラインに反映されていない。

誤った厚生労働省ガイドラインで幼稚園児に対するフッ化物洗口が実施されているのではまいか、どのように解釈するか？

(答弁) WHO は、平成 6 年のテクニカルレポートの中で、フッ化物洗口は、6 歳未満の子どもには処方されないとの見解を示したが、注釈で「フッ化物洗口の適応年齢は、通常 6 歳以上を目安とするが、6 歳未満の小児でも洗口が上手にできればその限りではない」との意見を付している。また、フッ化物洗口ガイドラインは、平成 15 年 1 月に発表されていることから、この WHO の見解も考慮したものであると考える。

(3) コクランレビューとはどのようなものか市の認識を問う。

世界の医療関係者から最も信頼を置かれている「コクランレビュー」によれば、フッ化物洗口のみを実施するのであれば、26%の虫歯抑制効果がある、ところがフッ素入り歯磨きを使っている場合、さらにフッ素洗口しても効果の上乗せは無いとしている。日本のように歯磨き剤にフッ素を配合されている場合、フッ素洗口をしてもさらに効果があるとは言えない、という見解が出ている。この見解をどのように評価するか？

(答弁) コクランレビューとは、特定の疾病に対する治療行為の有効性を判断するために医療関係者により活用されているものと理解している。このコクランレビューにおいては、「フッ化物局所応用とフッ素入り歯磨剤の複合応用は、歯磨剤の単独応用と比較して、う蝕を適度に減らした。」との結論が示されている。現在、国内におけるフッ化物配合の歯磨剤の市場シェアは、ほぼ 100%に近い状況だが、全ての児童生徒が家庭でフッ化物配合の歯磨剤を使用しているわけではない、一般的にフ

フッ化物配合歯磨剤の使用よりも、フッ化物洗口のう蝕予防効果の方が高いとされているため、フッ化物洗口をベースにう蝕予防を行う方が効果的と考えている。

- (4) 厚生省は全国の中学生用の教材として『薬書を学ぼう』という小冊子を発行している。この小冊子の存在を承知しているか？

この小冊子にはスモン病、サリドマイド、血液製剤などの薬害について世界各国で危険性の警告がなされていたが、国内の製薬会社が安全だとしていた事から、医師はそれを疑うことなく患者への投与を続け、未曾有の薬害が発生したとの記載がある。厚生省の反省ともとれる。

薬事行政をつかさどる厚生省のフッ化物洗口についても国内外から危険性の警告がある。製薬会社が安全だという言葉が鵜呑みにしている歯科医師会に見えてならない。見解を問う。

〔答弁〕「薬書を学ぼう」とは、厚生労働省が中学生を対象として作成した教材で、国内で過去に起こった薬害や薬害が起こらない社会づくりなどについて掲載がなされている。その中で、これらの薬害の原因は、主に新薬や新しいワクチンで発生したものであり、研究機関から寄せられる数多くの報告に対して、その対応が遅かったことも問題の一つであったと認識する。なお、フッ化物洗口については、国内において40年以上の実績があり、これまで有害事例が全く報告されていない状況であり、その安全性については、歯科医師会をはじめ、多くの信頼のおける大学や研究機関、公的機関で担保されていると認識する。

- (5) 幼稚園、保育園に於ける洗口液の作成、管理について全施設同じか、洗口液の管理について定期的な実態調査を実施しているか、その記録が保管されているかを問う。

〔答弁〕 幼稚園・保育園における作成・管理は、霧島市フッ化物洗口事業実施要領等に基づき、実施されており、実態については市が直接調査を行い確認している。

- (6) 大分県津久見市で 10 月初め洗口液に白い浮遊物が混入していたとして、フッ化物洗口が現在でも中断している。洗口液の管理上の問題である。市はこの事実を把握されているか？ 津久見市の洗口液作成は専門家である薬剤師が実施している。事故に繋がりがかねないトラブルである。霧島市での洗口液作成は誰が行うのか？ このような事から事故が発生した場合、学校現場の責任が問われることはないか？

〔答弁〕 津久見市の洗口液の浮遊物については、本年 10 月に一部の新聞による報道がなされている。これは、津久見市の小学校において、フッ化物洗口の洗口液に白い浮遊物が混入していることが確認され、市教育委員会が洗口液によるうがいを中断したものであるが、後日、この浮遊物がカビであったことが発表されている。

- (7) 昭和60年当時の中曽根総理は『フッ化物洗口は、学校における保健管理の一環として実施されるものであり、実施しようとする市町村教育委員会は、職務命令という手段で行うことは適当ではなく、事前に校長等の教職員はもとより、保護者や学校歯科医、学校薬剤師等にも十分説明し、その理解を得て協力体制を確立した上で実施することが望ましい』と答弁した。

校長が、教育委員会の指示に基づきフッ素洗口の実施を決定し教職員に通知したとして、教諭、養護教諭の一部が、フッ素洗口に疑義をもち、自己の学校での実施を拒んだ場合、職務命令違反となるか？

〔答弁〕 本市においては、教職員、児童生徒の保護者、学校薬剤師等に十分に理解を得て実施しており、昭和 60 年 3 月 8 日衆議院会義録に記載してあるように職務命令にならないように努めて行く。

- (8) 教育部長は 9 月議会で『2 校の養護教諭等は実施に向けて前向きに進めたい』との意見であったとの答弁をした。この養護教諭等の意見は教育部長自ら聞いたのか、それとも担当職員の報告であった

かを問う。

(答弁) 本年度 2 校のモデル校の養護教諭には十分に理解が深まったという報告を、担当職員から聞いての発言である。(後で訂正発言がありました)

- (9) 川原、高千穂の両小学校は 6 月 7 月に掛けて教職員、保護者への説明を終えたとの答弁を受けた。両校の説明会参加状況、同意状況を問う。

(答弁) 保護者説明会の出席者数は、川原小学校が 19 世帯中 15 名、高千穂小学校が 67 世帯中 54 名である。同意については、川原小学校が児童 24 名中 18 名、高千穂小学校が児童 92 名中 76 名である。

- (10) 学童に対するフッ化物洗口推進事業実施要領は作成済みか？

学校で間違いなくフッ化物洗口が実施できるように詳細な手順書が作られ、その手順書が配布されているか？

(答弁) これまで保健福祉部が作成した実施要領を参考に、児童に対するフッ化物洗口事業の実施要領を定め、さらに詳細な手順書を作成している。

- (11) ミラノールの患者向ガイドには間違いなく洗口が出来ることを確認してから実施すること、飲み込む恐れの子供には使うなどの記載がある。ちゃんと出来たかの判断は誰が行うのか？ その判断の責任を問われることはないかを問う。

(答弁) フッ化物洗口事業実施までには、両校とも 3～5 回の水道水による「下向きのぶくぶくうがい」訓練を行い、その習熟度判断については担任等の教職員が行い、子どもたちが誤飲をしないよう万全の態勢で臨んでいる。

- (12) ミラノールの患者向ガイドには使用する量と回数は年齢、口の大きさに合わせて歯科医師が決めると記載されている。児童毎に歯科医師が決めた量でうがいをすると理解してよいか？

(答弁) 学校歯科医の「フッ化物洗口指示書」に基づいて既定の範囲内で水溶液を作製し、「下向きのぶくぶくうがい」をさせている。

- (13) ミラノールの添付文書には歯科医師、医師という言葉が明快に使い分けられている。このことをどのように解釈するか？ フッ化物洗口について学校医の賛同も得ていると理解してよいか？

(答弁) フッ化物洗口事業については、学校医の理解と協力も得て実施しており、児童・保護者にも周知している。

- (14) 北海道の旭川市でフッ化物洗口を推奨する歯科医師会会員であって本人を含め家族にフッ化物洗口を行っていない歯科医師がたくさん存在することが明らかになっている。始良地区歯科医師会のホームページの情報によると霧島市内の歯科医院数は 53 軒、この内、フッ化物洗口協力歯科医院数は 33 軒という数字が公開されている。この数字の意味、霧島市の歯科医師会の歯科医の皆様がフッ化物洗口をその家族にさせているか、把握しているか？

(答弁) 歯科医師会に所属する霧島市の歯科医が、その家族にフッ化物洗口をさせているかどうかは、把握していない。

- (15) 市長はフッ化物洗口に賛否が分かれている事、薬害における個人差のある事の認識は持ったとの発言の上で賛否両論を持つ有識者のパネルディスカッションについては責任を持って将来に亘って実施して行く以上、様々な意見を聞きながら前へ進めざるを得ないと思う。一つの検討材料である。どうするか、慎重に意見を聞きながら判断をする。との答弁を受けた。再度、どのような方向性を問う。

(答弁) 来年 2 月に本市において、保育園・幼稚園、小・中・高等学校等の教職員、PTA 関係者、

各市町村の教育委員会・健康づくり担当部署、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等を対象に、県歯科医師会が「フッ化物洗口推進研修会」と題して講演とシンポジウムを開催することから、本市も後援する。詳細については、今後協議していく予定である。

質問席でのQ&A

Q：霧島市の学校歯科医の報酬は？

教育部長：年額 19 万 600 円、年 2 回に分けて支給する。

Q：歯科医師に対しフッ化物洗口で通常報酬以外の支払いがあるか？

教育部長：健康増進課において報償費で別途支払っている。1 回当たり 18,500 円支給、学校薬剤師に對しても同額を支給。

Q：高千穂小学校の学校歯科医は？

保健体育課長：奥歯科医

Q：奥歯科医師の肩書きは？

保健福祉部長：始良地区歯科医師会会長である。

Q：厚労省発行の『薬害を学ぼう』について教育部はどのように扱っているか？

教育部長：教育部の中では『薬害を学ぼう』について、何もしていない。

Q：教育現場でどのように扱われているか知らないということか？

教育長：タバコ、アルコールなどの子供に害を与えるような薬害防止の指導を行っている。

Q：『薬害を学ぼう』が具体的にどのように活用しているか、使っていないかの実情を聞いている。

教育部長：学校現場でどのように使われているかは把握していない。中学校 3 年の保健体育の授業で年間授業計画に位置づけられている。教科書との併用を推奨している。学校によっては薬物乱用教育のときや、学校薬剤師をゲスト教師として招聘し活用している。（後での訂正発言）

Q：9 月議会で保健福祉部長は『事務方としては薬事についての専門的な知識は持っていない、保健衛生事業を進めるためには安全性、効果については専門家の意見を聞いた上で進めている。例えば国が始めた定期予防接種ワクチンについては当然安全で効果があるものと理解して進めている。』と発言している。この事業の根拠として国のガイドラインが最上位であるとも答弁している。今までの薬害はいずれも国の施策に基づいた事業であった。にも関わらず多くの国民に苦痛を与えた事実がある。国が良いというからやっている、問題指摘があっても国任せで良いという姿勢で市民の健康が守れるかどうか見解を問う。

保健福祉部長：繰り返しになるが保健衛生行政において、子供たちの健康に繋がるような、予防できるようなワクチン、薬剤を用いた予防については国、県などが提唱しているガイドライン、計画等に基づいて行っている。その理由は保健衛生行政を進める上では、国が作ったフッ化物洗口ガイドラインについて述べると厚労省の専門的な研究班によって色々な議論、資料を学術的に研究した上の結果であると認識する。市としては子供たち、あるいは市民は健康になる権限を持つことから、そのような期待に応えるには国、県の推奨する、特に専門家の議論を経て作られたものを基本に行っている。

Q：国が定めたということは理解するが、国が定めた方法でやった結果で薬害が発生した事実がある。事務方は分からない、例えばこのフッ化物洗口を進めているのは歯科医師会、薬剤師会です。歯科医師会、薬剤師会の説明だけを聞いただけで安全であるとして良いのかと問うているが、良いという理解でよいか？

保健福祉部長：フッ化物洗口による虫歯予防の効果は厚労省において専門的な研究班が作られ、学術的な

調査もし、WHOの見解も勘案され作られたものと思う。健康予防に繋がるものについては、市民の健康を守るという観点から取り組まねばならないと思う。市が根拠とするものは色々な議論を踏まえて最高のレベルで作られたガイドラインとかそのようなものに拠るということである。

Q：本市においては、教職員、児童生徒の保護者、学校薬剤師等に十分に理解を得て実施しているとの答弁を受けた。教職員の全てに十分に理解を得ているとの見解か？

教育部長：十分理解を得ていると理解している。

Q：9月議会で養護教諭が前向きであるとの発言については、部長が聞いたわけではないとの答弁であるが、9月議会の発言の訂正と受け取ってよいか？

教育部長：訂正ではない、あくまでも保護者への説明会、教職員への説明会を通す中で養護教諭に制度自体を理解いただいた、フッ化物洗口の理解は深まったということの報告を受けて、そのような発言をした。

Q：手元に市内の養護教諭がフッ化物洗口についての見解を述べた書類がある。この中には一人の賛成者もいない、教育部でこの書類を熟読し対応いただきたい。市長にも提出する。内容の一部を紹介する。

①十分な説明が欲しい、推進に前向きな歯科医師会だけではなく、推進母体だけではなく、問題を指摘している有識者、歯科医師、内科医の意見を聞きたい。②副作用の懸念、アレルギーのある生徒への配慮をどうするか、③学校は教育の場であって、フッ化物洗口は家庭でなすべきことではないか、④学校は極めて多忙であって、教育現場にそぐわない、⑤事故時の責任の所在があいまい、⑥洗口液の作成、保管管理への懸念、モデル校として選定された学校の現場状況を見たい、このような意見があった。このような意見に耳を傾けて欲しい。養護教諭が前向きであるという言は否定されている、どう思うか？

教育部長：報告書は見せてもらう、養護教諭がフッ化物洗口に対して心配していることは理解している。その書類は 26 年 11 月頃ではなかったかと思う、理解が深まったというのはモデル校について学校歯科医、薬剤師等も交えた中で教職員への説明会、保護者への説明会などの中で新たな情報を入れ込みながら一定の理解が深まったという意味である。

Q：理解しがたい答弁である。

市長、保健福祉部長から「フッ化物洗口推進研修会」が開かれるとの答弁を受けた。この会は県の歯科医師会、推進したいという団体である。現場の養護教諭は養護に関する知識を持っている。養護教諭が別な意見、反対意見も聞きたい、そのような機会を作って欲しいとの意見がある、どう思うか？

市長：様々な指摘を受けたが、伝わってきている範囲においては自信を持って対応できる環境にあると判断してこの事業を進めている。国内において 40 年以上の実績がある、これまで有害事例は全く報告されていない。歯科医師会や信頼のおける大学や研究機関に担保されているとの認識の下に推進している。来年 2 月霧島市において、保育園、幼稚園、小中学校、高等学校の教職員、PTA、関係者、各市町村の教育委員会、健康づくりの担当部署、学校医、学校歯科医、学校薬剤師を対象に県歯科医師会が「フッ化物洗口推進研修会」と題して講演、シンポジウムを開く。理解を得られるために実施する。異論があれば、会場での質疑応答もあるかは分からないが、オープンに実施される範囲の中で主催者側が配慮したら、そういう機会もあれば堂々と述べたらどうか？